

出勤者数の削減に関する実施状況の公表について

今般、政府から、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づいて、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表し、取組を促進するよう要請があったことを踏まえ、下記の通り公表を行います。

記

1. 当行の基本スタンス

当行は、基本的対処方針において、必要業務の継続を最優先とする業種に指定されていることを踏まえ、お客さまと全ての役職員の健康と安全を最優先としつつ、社会機能維持に必要な不可欠な金融インフラとして必要なサービスの提供を継続しており、お客さまの資金需要や条件変更等のお申込みに柔軟かつ積極的に対応しております。

2. 具体的取り組み

お客さまと役職員の安全を最優先に、重要業務の継続を確実に実施し、出勤者数を削減するための具体的な取り組みは次の通りです。

- ・ 店舗においては、窓口や応接室にアクリル板と消毒液を設置し、使用の都度、座席周辺を消毒するとともに、応接室にTV会議システムを導入し、非対面での面談を可能としています。
- ・ ネットチャネルを希望されるお客さま向けに「BANK」の機能拡充を進めています。
- ・ オフィスにおいては、毎朝の検温、マスク着用、体調不良時の報告および出社停止を徹底し、社内外の会議、研修、セミナーにおけるWeb/電話会議の活用推進や、電子文書決裁システムの活用によって、ペーパーレス化、リモート化を推進しています。また、ワクチンの職域接種、ならびに重要業務関連部署の役職員を対象とした定期的なPCR受検にも取り組んでいます。
- ・ 在宅・モバイル勤務制度を2017年4月から先行導入しているとともに、スプリット勤務や時差出勤に積極的に取り組んでいる他、モバイルPCや内線・外線共用スマートフォンなどの機器整備を進めています。

3. 出勤者数削減の状況

- ・ テレワーク等の一律の実施目標は設定しておりません。
- ・ 2021年7月14日現在におけるテレワーク等による国内拠点全体の出勤者数の削減割合は以下の通りとなっております。

	テレワーク等による出勤者数の削減割合
国内拠点全体	46%
本部セクション等(*)	57%

(*)お客さまの対応が必要な営業・事務セクションを除いたベース